

## 社会福祉法人燦々会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人燦々会（以下「当法人」という。）定款第8条、第21条、第28条及び評議員選任・解任委員会運営規則第7条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、顧問及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

### (役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

### (改廃)

第3条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

この規則は、平成29年6月22日から施行する。